工　事　工　程　表

規制対象				年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
騒音	騒音規制法	県条例	1. くい打機、くい抜機を使用する作業 (アースオーガを併用する作業を除く)											
			2. びょう打機を使用する作業											
			3. さく岩機を使用する作業											
			4. 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)											
			5. コンクリートプラント等を使用する作業											
			6. バックホウを使用する作業											
			7. トラクターショベルを使用する作業											
			8. ブルドーザーを使用する作業											
		県条例	6. 建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業											
			7. コンクリートミキサー車等を使用する作業											
			8. コンクリートカッターを使用する作業											
			9. ブルドーザー、バックホウ等を使用する作業											
			10. ロードローラーを使用する作業											
振動	振動規制法	県条例	1. くい打機、くい抜機を使用する作業											
			2. 鋼球を使用して建物等を破壊する作業											
			3. 舗装版破砕機を使用する作業											
			4. ブレーカーを使用する作業(手持ち式を除く)											